さぬきこどもの国指定管理者業務仕様書　新旧対照表

新	旧
Ⅰ　さぬきこどもの国の管理運営の基本方針 **1　さぬきこどもの国の趣旨、機能** (1)　趣旨 （略） (2)　機能 ①　遊び体験機能 （略） ②　発見（科学体験）機能 自然のしくみや科学的事業を、遊びを通して楽しみながら発見し、五感を通じて体験学習ができる。科学や技術がめまぐるしく進歩し、情報がマスコミを通じて大量に提供される現代社会において、子どもと科学・技術の拠点は、机上の知識やテレビ・インターネットの情報などに偏り、科学技術の実体験は逆に減少しているといえる。 こどもの国では、自然のしくみや科学的事象を展示などの中に再現することによって、子どもの五感を通して、体験的に科学や技術についての発見を促すことができる。 ③　創造体験機能 （略） ④　情報・交流機能 （略） ⑤　研究・開発機能 （略）	**Ⅰ　さぬきこどもの国の管理運営の基本方針** **1　さぬきこどもの国の趣旨、機能** (1)　趣旨 近年、都市化の進展、核家族化の進行、交通量の増大などにより、児童の健全な遊び場の不足や集団で遊ぶ機会の減少など、児童を取り巻く環境は大きく変化してきており、次世代を担う児童の健全育成が重要な課題である。 このような中、さぬきこどもの国（以下「こどもの国」という。）は、児童に健全な遊びと創造的活動の場を提供して、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、科学との触れ合いを通じて児童の科学に親しむ心を育み、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上を図ることを目的として建設された施設である。 (2)　機能 ①　遊び体験機能 幼児から小学生、中学生までを対象として想像力と創造性に富んだ遊びを体験することができる。幼児期からの各年齢層の子どもが、それぞれの遊び能力に応じて遊ぶことのできる玩具や遊具装置、遊び空間を備え、失われつつある伝承的な遊びや新しい科学技術を利用した遊び、一人での遊びから多人数での遊び、親子での遊びなど様々な遊び体験を行うことができる。 ②　発見（科学体験）機能 自然のしくみや科学的事象を、遊びを通して楽しみながら発見し、五感を通じて体験学習ができる。科学や技術がめまぐるしく進歩し、情報がマスコミを通じて大量に提供される現代社会において、子どもと科学・技術の拠点は、机上の知識やテレビ・映画の情報などに偏り、科学技術の実体験は逆に減少しているといえる。 こどもの国では、自然のしくみや科学的事象を展示などの中に再現することによって、子どもの五感を通して、体験的に科学や技術についての発見を促すことができる。 ③　創造体験機能 絵画・版画・染色・陶芸・木工・金工などの各種造形活動に加えて、科学工作や科学実験など、さらには音楽・演劇など広い範囲の創造的活動を行うことができる。 また、音楽・演劇などの活動については、その練習及び発表の場として利用できるホールを設けており、このホールは他の創造的活動やその展示発表、あるいは遊びのための空間として多目的に利用が可能である。 ④　情報・交流機能 子どもの遊びや創造体験活動に関する図書・映像資料、指導者などのための健全育成に関する図書・映像資料、さらには、それらに関するコンピュータデータなどを蓄積しており、ライブラリーやデータバンクとして子どもや指導者などが広く利用することができる。 また、子ども同士や児童組織相互、あるいは指導者や児童館相互など、様々なレベルでの人的交流、情報交流を行うことができる。 ⑤　研究・開発機能 子ども・遊び・健全育成などにかかわる幅広い範囲の専門家、各種指導者、児童厚生員など、多様で広範囲にわたる人材の積極的な活用によって、調査・研究活動を実施し、先駆的な地域活動･野外活動・集団活動などのプログラムやノウハウを開発し、これを県内の児童組織・児童館に普及していくことができる。

２　管理運営に関する基本事項

(1)　管理運営に関する基本理念

（略）

(2)　関係法令等の遵守

こどもの国の管理運営を行う上で、次に掲げるものをはじめ、関係法令等を遵守すること。

①　（略）
②　（略）
③　（略）
④　（略）
⑤　（略）
⑥　（略）
⑦　（略）
⑧　児童館ガイドラインの改正について（令和６年 12 月３日こ成環発第 300 号こども家庭庁成育局長通知））
⑨　（略）

(3)　管理運営を行うに当たっての留意事項

（略）

２　管理運営に関する基本事項

(1)　管理運営に関する基本理念

①　こどもの国の趣旨、機能及び児童福祉法に基づく児童厚生施設（大型児童館Ａ型児童館）であることを踏まえた管理運営を行うこと。
②　管理運営に当たっては、利用者の平等な利用が確保されること。
③　管理運営に当たっては、こどもの国の効用を十分に発揮することができるものであるとともに、その管理の経費の縮減が図られること。
④　こどもの国の利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。
⑤　こどもの国の利用促進に努め、入園者数の増大を図ること。
⑥　隣接する周辺施設との連携を図ること。
⑦　市町や地域との連携を図ること。
⑧　地域の人材や企業、団体の活用を図り、地域の活性化に貢献するよう努めること。
⑨　香川県（以下「県」という。）と密接に連携を図り、県の施策に対し、積極的に協力すること。

(2)　関係法令の遵守

こどもの国の管理運営を行う上で、次に掲げるものをはじめ、関係法令を遵守すること。

①　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
②　児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
③　さぬきこどもの国条例（平成７年香川県条例第１号）
④　さぬきこどもの国規則（平成７年香川県規則第 40 号）
⑤　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
⑥　児童館の設置運営について（平成２年８月７日厚生省発児第 123 号　厚生事務次官通知）
⑦　児童館の設置運営について(平成２年８月７日児発第 967 号　厚生省児童家庭局長通知)
⑧　児童館ガイドラインの改正について（平成 30 年 10 月１日子発 1001 第１号厚生労働省こども家庭局長通知）
⑨　さぬきこどもの国管理要綱（平成７年４月 29 日７婦Ｂ第 151 号）

(3)　管理運営を行うに当たっての留意事項

①　指定管理者は善良なる管理者の注意をもって、管理物件を管理運営しなければならない。
②　こどもの国の利用者の安全に配慮し、事故や急病、けが等に対応するため、近隣の医療機関等と連携と図ること。
③　災害等緊急時の利用者の安全確保、避難、誘導、必要な通報についての対応マニュアルを整備し、訓練を行い、緊急事態の発生時には的確に対応すること。
④　所在地に隣接して高松空港があることから、国土交通省大阪航空局高松空港事務所と連携を密にし、管理運営に当たること。
⑤　指定管理者は、園内での火災、犯罪、疾病、食中毒等の防止に努めるとともに、発生時には的確に対応すること。
⑥　災害などにより、県がこどもの国を住民の避難場所として使用する必要があると認めるときは、その指示に従うこと。
⑦　管理規程の作成

指定管理者は、あらかじめ、こどもの国の管理に必要な規程を定め、県に報告するとともに、従業員に周知し、それに従って管理を行うこと。

また、利用時間、休園日、利用の許可申請の手続き等についてあらかじめ知事の承認を受けること。

⑧　帳簿の記帳

3　事業実施に関する基本事項

(1)　基本事項

（略）

指定管理者は、管理運営に当たっては、こどもの国の収支を明らかにする帳簿や証拠書類（以下「証拠書類等」という。）について、適切に作成するとともに、証拠書類等については、原則として、処理した次年度から 10 年間保存するものとする。

また、これらの関係書類の提出について、県から求めがあったときには、これに応じなければならない。

⑨　禁煙対策

こどもの国については、現在、全園禁煙であり、その趣旨に従った管理運営を行うこと。

⑩　環境対策

県はエコオフィス計画を推進しており、それに準じた管理運営を行うこと。

⑪　子育てバリアフリーの推進

香川県健やか子ども支援計画の中で、公共施設等における子育てバリアフリーの推進を施策の目標として掲げており、それに沿った管理運営を行うこと。

3　事業実施に関する基本事項

(1)　基本事項

指定管理者は、こどもの国の設置の趣旨に基づき、施設の諸機能を活用して児童の健全育成のためにさまざまな事業を実施していくこととし、次に事業実施に関する基本事項を示す。

①　機能の総合的活用

本施設は、施設が担うべき五つの基本的な機能を実現するために、屋内と屋外の施設を有しており、それぞれの機能に対応して、ハイテク機器を含む多様な設備を整備している。これら施設・設備の持つ機能特性を総合的に活用して多角的な事業展開を図るものとする。

②　利用者のニーズへの対応

事業展開に当たっては、施設が持っている諸機能を十分に活用し、利用者のニーズに対応した適時適切な事業を推進するものとする。また、一過性の利用にとどまらず継続性・発展性のあるプログラムを設定し、体験効果の定着を図るものとする。

利用者に、訪れるたびに新鮮な感動を与え、魅力のある事業を実施していくため、すべての職員が事業の内容や方法について絶えず研さんを重ねるとともに、相互に情報の伝達や交換を密にし、事業展開の工夫改善に努めるものとする。

③　子どもの生活時間への対応

事業展開に当たっては、子どもの生活時間帯に対応して運営しなければならない。

開園日には、常時、一般の来園者の自由利用に供するとともに、平日には保育所・幼稚園、学校等による集団利用のプログラムを、学校等の休業日にはクラブ活動やイベント等のプログラムを設定し、施設の有効利用を促進するものとする。

④　社会資源との連携

本施設において、多岐の事業を効果的に実施するためには、幅広い社会資源との連携を図らなければならない。施設の運営については、関係行政機関、各種団体や企業等との協力を求めるとともに、ボランティアを積極的に養成、組織化し、これらの社会資源と緊密な連携のもとに事業の実施にあたるものとする。

⑤　先駆的事業の推進

本県における児童健全育成の中核的な拠点施設として、また、県内唯一の大型児童館として、県内の児童館運営をはじめ児童健全育成施策全般をリードする事業を推進しなければならない。このため、全国の類似施設との交流を積極的に行い、新しい情報の収集に努めるとともに、独自の調査研究を推進して、先駆的なプログラムの開発に努めるものとする。

(2)　事業編成の基本的考え方

①　（略）

②　（略）

③事業の内容別区分

事業種別	事業区分	事業の内容
育成事業	企画事業	季節に関係した催しなどの各種の行事を全館的な行事として企画し、子どもの生活を豊かにする事業
	スペースシアター運営事業	プラネタリウム・全天周映像番組の上映により、星空の再現と迫力のある大型映像を提供する事業
	工房等運営事業	美術・科学・音楽・コンピュータに関する創作活動等の体験や各種の情報等を提供する事業
	こども劇場運営事業	コンサートや演劇などの各種イベントを企画し、運営する事業
	科学体験ゾーン等運営事業	各種の遊具・科学体験装置等の使用により、想像力と創造性に富んだ遊びや科学体験を提供する事業
	企画展示運営事業	その時季にふさわしい内容の展示物を企画･制作し、ギャラリーに展示する事業
	屋外施設運営事業	サイクルセンター、ＹＳ－１１型航空機展示場や琴電車両 60 形 62 号展示場の運営、芝生広場・スペースプラザなどの屋外施設を利用した行事の企画を行う事業

(2)　事業編成の基本的考え方

①　事業の性質別区分

事業種別	基本的な機能との関連	事業の性質
育成事業	「遊び体験機能」、「発見（科学体験）機能」、「創造体験機能」、「情報・交流機能」に基づき行う事業	児童及びその保護者等を対象に、施設の機能を活用し、各種の体験や学習を通して、健全育成に資する事業
支援･啓発事業	「情報・交流機能」、「研究・開発機能」に基づき行う事業	健全育成関係者等を対象に、中核的な機関として、健全育成活動を支援・啓発する事業

②　事業の利用形態別区分

事業区域	事業の内容
一般利用事業	一般来園の児童やその保護者等を対象とする施設の自由利用事業及び季節的な催し等の全館的な企画事業
団体利用事業	保育所・幼稚園、小・中学校等の園外活動、校外活動時等にける工房やスペースシアターなどの集団利用に対する事業
特定者利用事業（講座･クラブ活動等）	特定の課題・テーマについて、公募により参加を希望する特定の児童や保護者等に対して、長期的な学習や遊び場等を提供する講座やクラブ活動等の事業

③　事業の内容別区分

事業種別	事業区分	事業の内容
育成事業	企画事業	季節に関係した催しなどの各種の行事を全館的な行事として企画し、子どもの生活を豊かにする事業
	スペースシアター運営事業	プラネタリウム・全天周映像番組の上映により、星空の再現と迫力のある大型映像を提供する事業
	工房等運営事業	美術・科学・音楽・コンピュータに関する創作活動等の体験や各種の情報等を提供する事業
	こども劇場運営事業	コンサートや演劇などの各種イベントを企画し、運営する事業
	科学体験ゾーン等運営事業	各種の遊具・科学体験装置等の使用により、想像力と創造性に富んだ遊びや科学体験を提供する事業
	企画展示運営事業	その時季にふさわしい内容の展示物を企画･制作し、ギャラリーに展示する事業
	屋外施設運営事業	サイクルセンター、ＹＳ－１１型航空機展示場や琴電車両 60 形 62 号展示場の運営、芝生広場・スペースプラザなどの屋外施設を利用した行事の企画を行う事業

支援･啓発事業	児童館運営支援事業	県内の児童館活動の充実強化と運営水準の向上を図るため支援を行う事業
	組織化事業	さぬきこどもの国や児童館等の運営や活動を支援するボランティアを養成し、組織化する事業
	広報啓発事業	児童館の事業及び健全育成に関する諸情報を児童福祉関係者及び県民一般に広く周知する事業
	調査研究・情報提供事業	児童館運営プログラムの開発や健全育成に関する調査研究、並びに子育て支援の情報提供を行う事業
	相談事業	子育てセミナー等の開催、及び児童の健全育成に関する相談事業
	ネットワークづくり事業	県内児童館との連携強化を図るとともに、移動型児童館を巡回させ、児童健全育成の向上を図る事業
	子育て支援事業	就園前児童等と親を対象に、親子で遊ぶ場を提供することにより、親子の関係作りや親・子ども同士の交流を促し、子育て支援を図る事業

Ⅱ　開園時間及び休園日

1　開園時間及び休園日（さぬきこどもの国規則第２条・第３条）

（略）

2　開園時間及び休園日の設定（さぬきこどもの国規則第 13 条第 4 項）

（略）

Ⅲ　指定管理者が業務を行う区域

香川県高松市香川町及び香南町並びに綾歌郡綾川町の区域にわたる地区に所在するさぬきこどもの国とする。（詳細は、添付の「さぬきこどもの国　地番一覧」のとおり）

Ⅳ　指定管理者が行う業務の内容

1　施設の維持管理に関する業務

（略）

2　施設の利用の許可に関する業務

（略）

3　利用料金の収受に関する業務

（略）

支援･啓発事業	児童館運営支援事業	県内の児童館活動の充実強化と運営水準の向上を図るため支援を行う事業
	組織化事業	こどもの国や児童館等の運営や活動を支援するボランティアを養成し、組織化する事業
	広報啓発事業	児童館の事業及び健全育成に関する諸情報を児童福祉関係者及び県民一般に広く周知する事業
	調査研究・情報提供事業	児童館運営プログラムの開発や健全育成に関する調査研究、並びに子育て支援の情報提供を行う事業
	相談事業	子育てセミナー等の開催、及び児童の健全育成に関する相談事業
	ネットワークづくり事業	県内児童館との連携強化を図るとともに、移動型児童館を巡回させ、児童健全育成の向上を図る事業
	子育て支援事業	就園前児童と親を対象に、親子で遊ぶ場を提供することにより、親子の関係作りや親・子ども同士の交流を促し、子育て支援を図る事業

Ⅱ　開園時間及び休園日

1　開園時間及び休園日（さぬきこどもの国規則第２条・第３条）

①　開園時間

午前９時から午後５時まで（７月 21 日から８月 31 日までの間にあっては、午後６時）

②　休園日

ア　１月２日から４月 28 日まで、５月６日から７月 19 日まで、９月１日から 12 月 28 日までの間の月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

イ　12 月 29 日から翌年の１月１日までの日

2　開園時間及び休園日の設定（さぬきこどもの国規則第 13 条第 4 項）

１にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて開園時間及び休園日を定めることができる。

Ⅲ　指定管理者が業務を行う区域

香川県高松市香川町及び香南町並びに綾歌郡綾川町の区域にわたる地区に所在するさぬきこどもの国とする。

Ⅳ　指定管理者が行う業務の内容

1　施設の維持管理に関する業務

大型児童館、サイクルセンター等施設の維持管理及び修繕に関する業務

2　施設の利用の許可に関する業務

こども劇場、研修室の利用の許可等に関する業務

3　利用料金の収受に関する業務

スペースシアター、自転車、こども劇場、研修室の利用に係る利用料金の収受に関する業務

4　事業の実施に関する業務 （略） 5　管理運営業務 （略） 6　式典開催業務 ４月 29 日は、こどもの国の開園記念日（平成７年４月 29 日）であるため、毎年、当該日に記念式典をこどもの国において開催すること。式典については、主催は県、企画・実施は指定管理者とする。なお、５年ごとの周年については、知事のや県議会議長が出席する式典とすること。 7　その他のこどもの国の運営に関する業務	4　事業の実施に関する業務 支援・啓発事業等の実施に関する業務 5　管理運営業務 事業計画書・収支予算書の作成 事業報告書の作成等 6　その他のこどもの国の運営に関する業務
Ⅴ　施設の維持管理に関する業務の基準 （略） 1　施設の設備の保守点検業務 指定管理者は、こどもの国を適切に運営するため、法令の規定等に基づき、浄化槽、給水設備、散水設備、給湯設備、ガス設備、消防防災設備、空調設備、昇降機設備、電気設備、中央監視設備、放送・ＡＶ設備、スペースシアター等こどもの国の施設や設備について、保守点検を実施するものとする。 保守点検により、機器類の交換や修繕箇所を発見したときは、直ちに交換或いは修繕を行い、施設の円滑な運用を図られるようにすること。 また、こどもの国では、ＥＳＣＯ事業を導入している。ＥＳＣＯ事業に係る設備については、以下の取扱いとする。 ・令和８～10 年度はリース契約となり、リース料は県が負担する。リース契約終了後は県が設備の無償提供を受ける予定である。 ・設備の運転及び保守点検、修繕等に関しては、リース期間も含め、指定管理者が行うこと。 ・保守点検費用は、リース期間も含め、指定管理者が支払うものとする。なお、保守点検費用は、約 58 万円/年の予定であるが、指定期間内において、労務単価の見直し等で保守点検費用が変更となる可能性があることに留意すること。 ・修繕費用は、リース期間についてはリース契約に附則している保険で対応するため、指定管理者の負担はない。（修繕等が必要になった原因が、指定管理者の責めに帰すべき事由である場合を除く。）リース期間修了後の令和 11 年度以降は、ＥＳＣＯ事業にかかる設備の修繕費用は指定管理者が負担するものとする。 2　遊具の保守点検業務 （略）	**Ⅴ　施設の維持管理に関する業務の基準** 指定管理者は、善良なる管理者の立場でもって管理運営を行い、こどもの国の施設の機能と環境を良好に保ち、利用者に対し、常にサービスが円滑に提供できるように努めることとし、日常の施設の保守点検に努めること。 なお、業務の詳細は、別記「施設の維持管理に関する業務の基準一覧」に定めるとおりとする。 1　施設の設備の保守点検業務 指定管理者は、こどもの国を適切に運営するため、法令の規定等に基づき、浄化槽、給水設備、散水設備、給湯設備、ガス設備、消防防災設備、空調設備、昇降機設備、電気設備、中央監視設備、放送・ＡＶ設備、スペースシアター等こどもの国の施設や設備について、保守点検を実施するものとする。 また、保守点検により、機器類の交換や修繕箇所を発見したときは、直ちに交換或いは修繕を行い、施設の円滑な運用が図られるようにすること。 こどもの国では、ＥＳＣＯ事業を導入しているため、ＥＳＣＯ事業にかかる設備の運転及び保守点検、修繕等に関しては、ＥＳＣＯ事業者と連携を密にして実施すること。 2　遊具の保守点検業務 指定管理者は、こどもの国内に設置してある遊具について、法令等の規定に基づき、日常の保守点検を実施するものとする。特に、遊具については、利用者の安全確保と事故防止の観点から、外観点検、機能点検、機器動作特性点検等を実施すること。 また、遊具の点検に当たっては、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する基準」（(一社)日本公園施設業協会）に準じて、日常の保守点検を実施するとともに、必要に応じ、専門家による保守点検を実施するものとする。

３　建築物環境衛生管理業務

（略）

４　公園管理業務

指定管理者は、こどもの国の花壇、樹木、草地、花畑等の維持管理に当たっては、良好な美観を保つよう、巡回管理を行うとともに、毎年、公園管理計画を作成し、刈り込みや施肥や薬剤散布、剪定、除草、潅水など必要な措置を講じること。また、航空法に基づいて高松空港株式会社等から敷地内の樹木に伐採の要請があった場合は、必要な措置を講じること。

５　清掃業務

（略）

６　保安警備業務

（略）

７　ＹＳ―１１型航空機保守点検及び同展示場機械警備業務

（略）

８　駐車場管理業務

（略）

９　備品管理業務

（略）

参考資料「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）を参照してください。

３　建築物環境衛生管理業務

指定管理者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和 45 年法律第 20 号）に基づき、空気環境や水質等に関する検査測定を行い、その結果を県に報告すること。

検査結果が、同法施行令に定める建築物環境衛生管理基準を満たさない場合は、県に報告し、協議するとともに、指定管理者は適切な措置を講じること。

４　公園管理業務

指定管理者は、こどもの国の花壇、樹木、草地、花畑等の維持管理に当たっては、良好な美観を保つよう、巡回管理を行うとともに、毎年、公園管理計画を作成し、刈り込みや施肥や薬剤散布、剪定、除草、潅水など必要な措置を講じること。

５　清掃業務

指定管理者は、こどもの国の整備趣旨及び施設の公共性等を踏まえ、指定された日常及び定期清掃並びに廃棄物収集処理について、施設の良好な衛生環境の維持と施設の美化・保全に努めること。

６　保安警備業務

指定管理者は、こどもの国の防犯、防火及び防災に関し、利用者が安心して利用できる環境を確保した保安警備業務を実施すること。

保安警備業務に当たっては、盗難、建造物等に対する汚損や破壊、不法侵入などの不法行為の防止及び火災等の発生防止の業務等を実施するとともに、非常事態が発生した場合の関係者への通報措置や自衛措置が適切に講じられるように実施すること。

また、警備業務の内容として、常駐業務と機械警備を組み合わせて適切に行うこと。

７　ＹＳ―１１型航空機保守点検及び同展示場機械警備業務

指定管理者は、こどもの国に展示しているＹＳ－１１型航空機の良好な美観を維持するため、機体、タラップ、航空障害灯、機内照明、空調装置等の部品交換、保守点検、洗浄等の業務について、適切に実施すること。

また、ＹＳ－１１型航空機展示場の保安警備業務については、機械警備体制を整え、セキュリティプランを作成し、防犯及び設備制御サービスを実施すること。

８　駐車場管理業務

指定管理者は、敷地内にある駐車場の監視、誘導について、時季に応じ、適切な人員を配置し、利用者の円滑な利用に努めること。

また、繁忙期には、仮設駐車場の設置及び送迎バス等の運行について検討し、必要に応じ、実施すること。

９　備品管理業務

指定管理者は、県から貸付を受けている備品（以下「県有備品」という。）について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、県会計規則及び関係例規に基づき、適正に管理する

指定管理者は、県有備品について、備品台帳を作成するとともに、常に適正に利用できるよう管理すること。

また、管理運営業務を実施するに際し、県有備品が経年劣化により、業務に供することができ

10　受付・案内等業務

（略）

11　その他の管理業務

（略）

12　施設等の修繕

(1)　修繕の費用負担

施設を維持していく上での修繕に係る費用については、原則、年間 3,000 万円（消費税等を含む。）の範囲内で指定管理者が負担するものとする。修繕に当たっては、長期的視点に立った修繕計画及び日頃の保守点検の結果を踏まえ、その必要に応じ、事前に県と協議のうえ、事業計画及び収支予算に基づき、実施するものとする。なお、この年間 3,000 万円には、ＥＳＣＯ事業の設備にかかる修繕費用も含むこととする。

また、施設の機能向上や設備の更新など新たな機能の付与や著しく耐用年数を更新するような大規模修繕に係るものについては、県が、指定管理者と協議のうえ予算の範囲内で負担するものとする。

(2)　施設の修繕計画

（略）

13　施設及び遊具の維持管理計画

（略）

Ⅵ　施設の利用に関する業務の基準

1　施設の利用許可に関する業務

(1)　自由利用及び利用許可

こどもの国内で、利用許可を要するのは次の表に示す施設で、これらの施設以外は自由な利用に供するものとする。

利用許可を要する施設	こども劇場 研修室

なくなった場合は、必要に応じ、県が予算の範囲内で当該備品を調達する。ただし、1 件 20 万円（消費税等を含む。）以下の県有備品の更新については、修繕費として計上し、指定管理者が購入することとし、当該備品は、指摘期間修了後、県に帰属するものとする。

10　受付・案内等業務

指定管理者は、こどもの国の利用者の安全確保及び利便の向上を図るため、児童館内に適切な人員を配置して、受付・案内等業務を行うものとする。

11　その他の管理業務

指定管理者は、施設の維持管理業務の実施状況を記録した業務日報を作成するとともに、その記録については、10 年間保管し、県からの求めに応じて、提出すること。

特に、指定管理者は、こどもの国における事故、病気等利用者の安全に関する事柄については、様式を定め、事故等報告書として記録し、10 年間保管し、県からの求めに応じて、提出すること。

12　施設等の修繕

(1)　修繕の費用負担

施設を維持していく上での修繕に係る費用については、原則、年間 3,000 万円（消費税等を含む。）の範囲内で指定管理者が負担するものとする。修繕に当たっては、長期的視点に立った修繕計画及び日頃の保守点検の結果を踏まえ、その必要に応じ、事前に県と協議のうえ、事業計画及び収支予算に基づき、実施するものとする。

また、施設の機能向上や設備の更新など新たな機能の付与や著しく耐用年数を更新するような大規模修繕に係るものについては、県が、指定管理者と協議のうえ予算の範囲内で負担するものとする。

(2)　施設の修繕計画

指定管理者は、指定予定期間内における必要な修繕費について、施設の状況を実地調査し、法令の規定を踏まえ、修繕経費を見積もるとともに、その期間内における修繕計画を作成する。

指定管理者は、日頃の保守点検結果や施設や設備の利用状況を踏まえ、県からの求めに応じ、大規模修繕に係る修繕計画案について作成するものとする。

13　施設及び遊具の維持管理計画

指定管理者は、指定期間の各事業年度開始前までに、翌年度の施設及び遊具等維持管理計画（点検設備、法令に基づく測定・検査、遊具、環境調査等及びその費用見積額）を作成し、県に提出すること。

なお、計画に従って実施した点検、評価結果、整備状況、遊具の状況、修繕の状況等については、記録を作成し、翌年の計画に反映させること。

Ⅵ　施設の利用に関する業務の基準

1　施設の利用許可に関する業務

(1)　自由利用及び利用許可

こどもの国内で、利用許可を要するのは次の表に示す施設で、これらの施設以外は自由な利用に供するものとする。

利用許可を要する施設	こども劇場 研修室

利用料金を徴する施設、附属設備及び器具、冷暖房使用料	スペースシアター	
	こども劇場	拡声装置、マイクロホン、ハイビジョン設備、調光装置、サスペンションスポットライト（8台又は12台）、エフェクトスポットライト（2台）、フルコンサートグランドピアノ、演台、冷暖房使用料
	研修室	拡声装置、マイクロホン、ビデオプロジェクター、冷暖房使用料
	サイクリング自転車、マウンテンバイク、変わり種自転車	

(2)　利用料金の設定

（略）

(3)　こどもの国における行為の禁止等

（略）

(4)　知事の許可を必要とする行為

（略）

利用料金を徴する施設、附属設備及び器具、冷暖房使用料	スペースシアター	
	こども劇場	拡声装置、マイクロホン、移動型ステージスピーカー、ステージモニタースピーカー、ハイビジョン設備、調光装置、サスペンションスポットライト（8台又は12台）、エフェクトスポットライト（2台）、フルコンサートグランドピアノ、演台、冷暖房使用料
	研修室	拡声装置、マイクロホン、ビデオプロジェクター、教材提示カメラ、冷暖房使用料
	サイクリング自転車、マウンテンバイク、変わり種自転車	

(2)　利用料金の設定

①　指定管理者は、上記(1)の表に掲げる施設、附属設備及び器具、冷暖房使用料については、さぬきこどもの国条例及びさぬきこどもの国規則で定める額の範囲内で、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を設定すること。

利用料金の設定に当たっては、施設の有効利用やこれまでの利用実績、収支状況等を踏まえ、適切な金額を設定するものとする。

また、利用料金を設定し、知事の承認を受けた後、直ちに公表するとともに、利用料金の額を変更する場合等には、一定の周知期間や事前に利用許可をした者に対する説明など、十分に配慮するものとする。

②　指定管理者は、さぬきこどもの国条例第7条により、特に必要があると認めたときは、知事の事前の承認を受けて、利用料金を減免することができる。

また、利用料金の減免に当たっては、さぬきこどもの国管理要綱の趣旨を踏まえ、利用者に対する便宜を考慮し、利用料金の減免に関する規程をあらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

(3)　こどもの国における行為の禁止等

次に掲げる行為は、禁止としているので、指定管理者は管理運営に当たっては、十分留意し、これらの行為が行われないようにすること。

①　こどもの国の施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
②　竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
③　土石の採取その他の土地の形状を変更すること。
④　県の広告事業を除き、はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。

(4)　知事の許可を必要とする行為

次に掲げる行為は、知事の許可を必要とするので、指定管理者は管理運営に当たっては、十分留意し、県と連携し、対応すること。

①　業としての物品の販売、写真の撮影その他の営業行為
②　募金、署名運動その他これらに類する行為
③　立入禁止区域に立ち入ること。
④　指定された場所以外の場所に車両を乗り入れること。
⑤　指定された場所以外で飲食すること。
⑥　野営若しくはたき火又は炊さんをすること。
⑦　建物内に犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫その他のペットを持ち込むこと。
⑧　爆発性物質、凶器等の危険物を持ち込みこと。
⑨　示威行為又はけん騒にわたる行為をすること。
⑩　旗、のぼり、プラカード等を持ち込むこと。

(5)　利用の拒否
（略）

(6)　利用料金の収受
（略）

(7)　利用申込の受付、許可等
（略）

(8)　利用の案内
（略）

2　利用の促進に関する業務

⑪　文書、図画等を配布し、又は掲示すること。
⑫　その他こどもの国の管理上、制限をする必要があると認められる行為をすること。

(5)　利用の拒否
次の各号のいずれかに該当する者に対しては、こどもの国の利用を拒否することができるので、指定管理者は管理運営に当たっては十分留意し、適正な管理が行われるようにすること。
①　こどもの国の風紀若しくは秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められる者
②　他人に迷惑を及ぼした者又は及ぼすおそれのある者
③　さぬきこどもの国規則の規定に違反し、又は知事の指示に従わなかった者
④　その他こどもの国の管理上支障があると認められる者

(6)　利用料金の収受
①　指定管理者は、施設等の利用許可に係る利用料金を自己の収入として、収受する。
②　収受した利用料金は還付しないものとするが、指定管理者が特別に必要があると認めるときは、還付することができる。この場合、あらかじめ、指定管理者は、還付する場合の基準を定めなければならない。また、還付に当たっては、こどもの国の利用者の平等な取扱いに反しないようにしなければならない。
③　利用料金の収受方法等について、指定管理者はあらかじめ定めなければならない。

(7)　利用申込の受付、許可等
①　施設等の利用の申込の受付は原則として先着順とし、利用の許可等に当たっては、公平性を確保すること。
②　利用の申請書等の様式が必要な場合は、指定管理者において作成すること。
③　利用の許可等に当たっては、その利用目的が児童の健全育成に資するものであることを確認した上で許可すること。
④　こどもの国の利用時間、休園日、利用の許可申請の手続き等について、あらかじめ知事の承認を受け、適切に管理事務を行うこと。
⑤　利用許可の取消し等については、さぬきこどもの国規則第８条に基づき適切に行うこと。

(8)　利用の案内
①　指定管理者は、こどもの国内において利用者が円滑に利用できるよう、掲示や園内放送等に配慮すること。
②　ホームページや広報物等を活用し、利用案内に努めること。
③　メールや電話での問い合わせや施設見学等について、適切な対応を行うこと。
④　施設の利用等について、利用者からの投書やメールに対する適切な対応を図ること。具体的には、園内における投書箱の設置やホームページ上での受付を設けるとともに、利用者からの意見等に対しては、速やかに回答し、公表すること。
　また、利用者からの苦情等については、その内容を県に報告するとともに、必要に応じて回答する前に事前に協議すること。
⑤　施設、遊具、附属設備、自転車等について、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、利用方法や利用に当たっての留意事項等について、掲示するとともに職員等による適切な説明、指導、注意を十分に行うこと。

2　利用の促進に関する業務
指定管理者は、こどもの国の設置目的に沿って施設の利用が最大限有効に行われるよう、ｋｗンや市町、地域団体、関係企業等と連携し、積極的に利用促進に努めること。

(1)　広報

指定管理者は、こどもの国の広報及び行事や施設に関する情報提供のために、次の事項を行うこと。

①　ホームページの作成、管理
②　施設案内のパンフレットの作成、配布
③　広報のための定期的な出版物の作成、配布
④　施設や行事等についてのパブリシティ
⑤　毎年の事業等を紹介する資料の作成、配布及びホームページ上での公開
⑥　Instagram、X など、SNS での積極的な発信（原則として、無料サービスを利用すること。）

(2)　宣伝・誘致

（略）

3　地域等との連携に関する業務

（略）

Ⅶ　事業の実施に関する業務の基準

1　事業の種別、事業区分及び業務の基準

事業種別	事業区分	業務の基準
	企画事業	季節に関係した催しなどの各種の行事を全館的な行事として、原則として、毎月２回以上、企画すること
	スペースシアター運営事業	毎日、プラネタリウム・全天周映像番組の上映を行うこと及び季節に応じた各番組の作成等を行い、原則として、半年に１回、上映番組の編成替えを行うこと
	工房等運営事業	美術・科学・音楽・コンピュータに関する創作活動等の体験や各種の情報等を提供することを目的として、児童厚生員の資格を有する者を配置し、適切な運営を行うこと

(1)　広報

指定管理者は、こどもの国の広報及び行事や施設に関する情報提供のために、次の事項を行うこと。

①　ホームページの作成、管理
②　施設案内のパンフレットの作成、配布
③　広報のための定期的な出版物の作成、配布
④　施設や行事等についてのパブリシティ
⑤　毎年の事業等を紹介する資料の作成、配布及びホームページ上での公開

(2)　宣伝・誘致

①　指定管理者は、こどもの国の利用者の増大を目的として、市町、関係団体等と連携し、学校、保育所、幼稚園や児童福祉関係団体等に対する利用促進活動を実施する。
②　指定管理者は、旅行業者や関係企業と連携を図り、利用促進が図られるよう努めること。

(3)　その他の利用の促進に関する業務

現在、高松空港からのアクセス向上のため、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び７月 21 日から８月 31 日までの間にあっては、利用者が高松空港とこどもの国との間について、タクシーを利用して移動した場合、指定管理者がタクシー料金を負担している。

引き続き、実施することとするが、利用者の利便性の向上と経費の節減の観点から検討し、変更又は廃止する場合は、代替案を提案すること。

近年、タクシー事業者が不足しており、業務の継続が事実上困難となっていることから、経費節減の観点を踏まえつつ、公共交通機関を利用する来園者の利便性に配慮した代替案を提案すること。

3　地域等との連携に関する業務

指定管理者は、こどもの国の利用促進に当たっては、近隣施設や地域との連携が図られるよう、近隣施設や市町、地域団体、関係団体等と協力し、積極的に利用促進を図ること。

また、地域への貢献について、具体的な方策を検討し、事業計画に盛り込むこと。

Ⅶ　事業の実施に関する業務の基準

1　事業の種別、事業区分及び業務の基準

事業種別	事業区分	業務の基準
	企画事業	季節に関係した催しなどの各種の行事を全館的な行事として、原則として、毎月２回以上、企画すること
	スペースシアター運営事業	毎日、プラネタリウム・全天周映像番組の上映を行うこと及び季節に応じた各番組の作成等を行い、原則として、半年に１回、上映番組の編成替えを行うこと
	工房等運営事業	美術・科学・音楽・コンピュータに関する創作活動等の体験や各種の情報等を提供することを目的として、児童厚生員の資格を有する者を配置し、適切な運営を行うこと

育成事業	こども劇場運営事業	定期的にコンサートや演劇などの各種イベントを企画し、又は貸し出しし、こども劇場が児童館の中心的機能として発揮されるよう、運営すること
	科学体験ゾーン等運営事業	各種の遊具・科学体験装置等の使用により、想像力と創造性に富んだ遊びや科学体験を提供するとともに、そのことについての普及啓発を行うこと
	企画展示運営事業	その時季にふさわしい内容の展示物を企画・制作し、ギャラリーに展示すること
	屋外施設運営事業	サイクルセンター、ＹＳ－１１型航空機展示場や琴電車両 60 形 62 号展示場の運営、芝生広場・スペースプラザなどの屋外施設を利用した行事の企画を行うこと ・サイクルセンターの運営に当たっては、人員を常時１名以上配置し、事故の防止に努めるとともに、自転車の整備点検及び新規自転車の購入について計画的に行うこと ・ＹＳ－１１型航空機展示場の運営に当たっては、利用者の事故防止に努めるとともに、公開時には人員を常時１名以上配置するとともに、警備に万全を期すこと ・琴電車両 60 形 62 号展示場の運営に当たっては、利用者の事故防止に努めるとともに、車体の維持管理に十分留意すること ・芝生広場の運営に当たっては、こどもの国内の各種イベントと連携を図り、有効利用を図ること
支援・啓発事業	児童館運営支援事業	県内の児童館活動の充実強化と運営水準の向上を図るため支援を行うこと
	組織化事業	こどもの国や児童館等の運営や活動を支援するボランティアを養成し、組織化すること
	広報啓発事業	児童館の事業及び健全育成に関する諸情報を、児童福祉関係者及び県民一般に広く周知すること ・さぬきこどもの国 News 等定期刊行広報物を発行すること
	調査研究・情報提供事業	児童館運営プログラムの開発や健全育成に関する調査研究、並びに子育て支援の情報提供を行うこと
	相談事業	子育てセミナー等の開催、及び児童の健全育成に関する相談事業を行うこと
	ネットワークづくり事業	県内児童館との連携強化を図るとともに、移動型児童館を巡回させ、児童健全育成の向上を図ること ・移動児童館を企画し、実施すること
	子育て支援事業	就園前児童等と親を対象に、親子で遊ぶ場を提供することにより、親子の関係作りや親・子ども同士の交流を促し、子育て支援を図る事業を実施すること

２　業務の執行体制

事業区分ごとに、人員の配置を適正に行い、人員配置図を作成するとともに、児童厚生員を２名以上配置し、児童の健全育成事業を推進するに当たって、専門性及び適正な人員配置が図られるよう執行体制を組むこと。

育成事業	こども劇場運営事業	定期的にコンサートや演劇などの各種イベントを企画し、又は貸し出しし、こども劇場が児童館の中心的機能として発揮されるよう、運営すること
	科学体験ゾーン等運営事業	各種の遊具・科学体験装置等の使用により、想像力と創造性に富んだ遊びや科学体験を提供するとともに、そのことについての普及啓発を行うこと
	企画展示運営事業	その時季にふさわしい内容の展示物を企画・制作し、ギャラリーに展示すること
	屋外施設運営事業	サイクルセンター、ＹＳ－１１型航空機展示場や琴電車両 60 形 62 号展示場の運営、芝生広場・スペースプラザなどの屋外施設を利用した行事の企画を行うこと ・サイクルセンターの運営に当たっては、人員を常時１名以上配置し、事故の防止に努めるとともに、自転車の整備点検及び新規自転車の購入について計画的に行うこと ・ＹＳ－１１型航空機展示場の運営に当たっては、利用者の事故防止に努めるとともに、公開時には人員を常時１名以上配置するとともに、警備に万全を期すこと ・琴電車両 60 形 62 号展示場の運営に当たっては、利用者の事故防止に努めるとともに、車体の維持管理に十分留意すること ・芝生広場の運営に当たっては、こどもの国内の各種イベントと連携を図り、有効利用を図ること
支援・啓発事業	児童館運営支援事業	県内の児童館活動の充実強化と運営水準の向上を図るため支援を行うこと
	組織化事業	こどもの国や児童館等の運営や活動を支援するボランティアを養成し、組織化すること
	広報啓発事業	児童館の事業及び健全育成に関する諸情報を、児童福祉関係者及び県民一般に広く周知すること ・さぬきこどもの国 News 等定期刊行広報物を発行すること
	調査研究・情報提供事業	児童館運営プログラムの開発や健全育成に関する調査研究、並びに子育て支援の情報提供を行うこと
	相談事業	子育てセミナー等の開催、及び児童の健全育成に関する相談事業を行うこと
	ネットワークづくり事業	県内児童館との連携強化を図るとともに、移動型児童館を巡回させ、児童健全育成の向上を図ること ・移動児童館を企画し、実施すること
	子育て支援事業	就園前児童と親を対象に、親子で遊ぶ場を提供することにより、親子の関係作りや親・子ども同士の交流を促し、子育て支援を図る事業を実施すること

２　業務の執行体制

事業区分ごとに、人員の配置を適正に行い、人員配置図を作成するとともに、児童厚生員を２名以上配置し、児童の健全育成事業を推進するに当たって、専門性及び適正な人員配置が図られるよう執行体制を組むこととする。

Ⅷ　管理運営業務の基準

1　組織及び人員配置

(1)　組織

（略）

(2)　人員配置

（略）

(3)　研修計画

（略）

2　事業計画書・収支予算書の作成

(1)　事業計画書の作成

（略）

(2)　収支予算書の作成

（略）

3　事業報告書等の作成

(1)　事業報告書

（略）

(2)　事業月報

（略）

Ⅷ　管理運営業務の基準

1　組織及び人員配置

(1)　組織

指定管理者は、適正な管理運営を行うため、設置目的に沿った組織体制を整備するとともに、閑散期や繁忙期などの時季による業務量の変動も踏まえ、柔軟な組織編成を行うこと。

なお、指定管理者が複数の法人等で構成される場合には、組織編成と各法人等の担当業務との間の整合性をとり、その責任の所在を明らかにすること。

(2)　人員配置

①　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条により、「児童の遊びを指導する者（児童厚生員）」を配置すること。

参考資料「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を参照してください。

②　総括責任者として、園長を１名配置すること。

③　児童福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。（この場合、「知識経験を有する」とは、児童館等の児童福祉施設においての１年以上の実務経験を有する者か、若しくはそれと同等の能力を有すると認められる者であること。）

④　①の児童厚生員については、２名以上配置することとし、事業の実施及び企画に当たっては中心的な役割を担わせることとする。なお、２名のうち１名以上は、一般財団法人児童健全育成推進財団が認定する「児童厚生二級指導員」以上の資格を有する者であるか若しくはそれと同等の能力を有すると認められる者であること。

⑤　指定管理者が複数の法人等で構成されている場合には、人員配置と組織の指揮命令系統、及び構成している法人等相互間の担当業務との整合性がとれていること。

(3)　研修計画

①　配置した職員について、指定予定期間内で、年度ごとの具体的な研修計画を作成すること。

②　研修計画については、具体的な研修先、研修内容及びその費用見積りについて作成すること。

③　研修計画については、こどもの国の管理運営に必要な知識（建物の保守管理、健全育成事業等）を体系的に取得し、職員の資質向上につながる内容のものであること。

2　事業計画書・収支予算書の作成

(1)　事業計画書の作成

指定管理者は、指定期間の各事業年度開始前までに、翌年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、県へ提出すること。なお、作成に当たっては、事前に県と協議すること。

(2)　収支予算書の作成

指定管理者は、指定期間の各事業年度開始前までに、翌年度の管理運営に関する収支予算書を作成し、県へ提出すること。なお、根拠となる資料を作成し、事前に県と協議すること。

3　事業報告書等の作成

(1)　事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、事業報告書を作成し、県に提出すること。

(2)　事業月報

指定管理者は、翌月 15 日までに事業月報を作成し、県に提出すること。事業月報の主な内容は、次に示すとおりである。

(3)　事業年報

（略）

Ⅸ　その他こどもの国の管理運営に必要な業務の基準

1　自動販売機の設置

指定管理者は、あらかじめ、知事の許可を得て、施設内に自動販売機を設置することができる。その場合、設置に係る費用は指定管理者が負担するものとし、これらによる収入は指定管理者のものとする。

2　喫茶コーナーの設置

（略）

3　物販事業の実施

（略）

4　個人情報の保護義務

（略）

①　入園者数
②　事業別利用者数
③　事業の実施状況及び事業記録
④　利用料金等の収入状況
⑤　その他必要事項

(3)　事業年報

指定管理者は、毎年度終了後２ヶ月以内に、事業年報を作成し、県に提出すること。事業年報の主な内容は、次に示すとおりである。

①　事業実績
- 育成事業の実施状況
- 育成事業の事業記録
- 支援・啓発事業の実施状況
- 支援・啓発事業の事業記録

②　利用状況
- 入園者数
- 事業別利用者数

Ⅸ　その他こどもの国の管理運営に必要な業務の基準

1　公衆電話・自動販売機の設置

指定管理者は、あらかじめ、知事の許可を得て、施設内に公衆電話及び自動販売機を設置することができる。その場合、設置に係る費用は指定管理者が負担するものとし、これらによる収入は指定管理者のものとする。

2　喫茶コーナーの設置

現在、大型児童館内において、喫茶コーナーを設置し、利用者の便益を図っているところであるが、指定管理者は、あらかじめ、知事の許可を得て、入園者の食事等の利便を図るため、大型児童館内に喫茶コーナーを設置することができる。その場合、運営に係る費用は指定管理者が負担するものとし、これらによる収入は指定管理者のものとする。

また、その運営に当たっては、こどもの国の設置趣旨に沿い、児童館の運営と一体性のあるものとするよう留意すること。

3　物販事業の実施

指定管理者は、入園者の利便を図るため、あらかじめ、知事の許可を得て、こどもの国内で物販事業を実施することができる。その場合、事業実施に係る費用は指定管理者が負担するものとし、これらによる収入は指定管理者のものとする。

また、その事業の実施に当たっては、こどもの国の設置趣旨に沿い、児童館の運営と一体性のあるものとするよう留意すること。

4　個人情報の保護義務

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び香川県個人情報保護条例(令和４年香川県条例第 30 号)を遵守し、事業者としてこどもの国の管理運営に伴い個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力しなければならない。

５　情報公開

（略）

６　監査

（略）

７　保険への加入

（略）

５　情報公開

指定管理者は、指定管理者業務を行うに当たり、作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録等で指定管理者が管理するものについて、香川県情報公開条例（平成 12 年香川県条例第 54 号）の趣旨にのっとり、情報公開に関し必要な措置を講じなければならない。

６　監査

県監査委員等が指定管理業務について必要があると認める場合、指定管理者に対して出頭を求め、実地に調査し、また、帳簿書類等その他の記録の提出を求める場合がある。

７　保険への加入

こどもの国の管理運営に当たっては、利用者に対する損害賠償の観点から次のとおり、管理運営団体において保険に加入している。

指定管理者は、これらを踏まえ、適切な範囲で保険に加入するものとする。また、加入に当たっては、あらかじめ、県の承認を得ること。

なお、施設の火災保険については、県が加入することとする。

加入する保険の例

①　施設賠償責任保険

②　自転車傷害保険（サイクリング自転車、変り種自転車等）　等